

2020年11月25日

関係各位

大学の教室内換気について（通知）

中央大学

大学の後期・秋学期授業については、教場での面接授業を一定の条件下で一部の科目で実施しておりますが、面接授業の実施にあたり、教室内の換気に関するお問合せがありますので教室内の空気環境の概要を説明いたします。

・各教室につきましては、空調機による機械換気を行っており、通常は30分に1回を目安に新鮮な空気の入れ替えを行っております（詳しくは別紙「教室等の空調と換気の模式図」をご覧ください）。※一部建物・教室は環境が異なります。

・教室の冷暖房は、空調機を使用しています。ここでいう空調とは空気調和の略で、各室に送り込む空気の温度、湿度、及び酸素量を管理し、在室する人が健康上問題なく、快適になるよう調整しています。これは「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（いわゆるビル管理法）」に基づき恒常的に行っているものです。

（参考）一般家庭で使用しているエアコンには外気（新鮮空気）を取り入れる仕組みがないので、窓を開けて換気する必要があります。

・厚生労働省の発表によるこれまで集団感染が確認された場所として、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声、という3つの条件が同時に重なった場合を挙げています。このうち①換気の悪い密閉空間については、「ビル管理法における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、『換気が悪い空間』には当てはまらない。」との見解を示しており、本学はこの基準を順守しているため教室内は換気の悪い密閉空間には該当しておりません。

（厚生労働省）「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

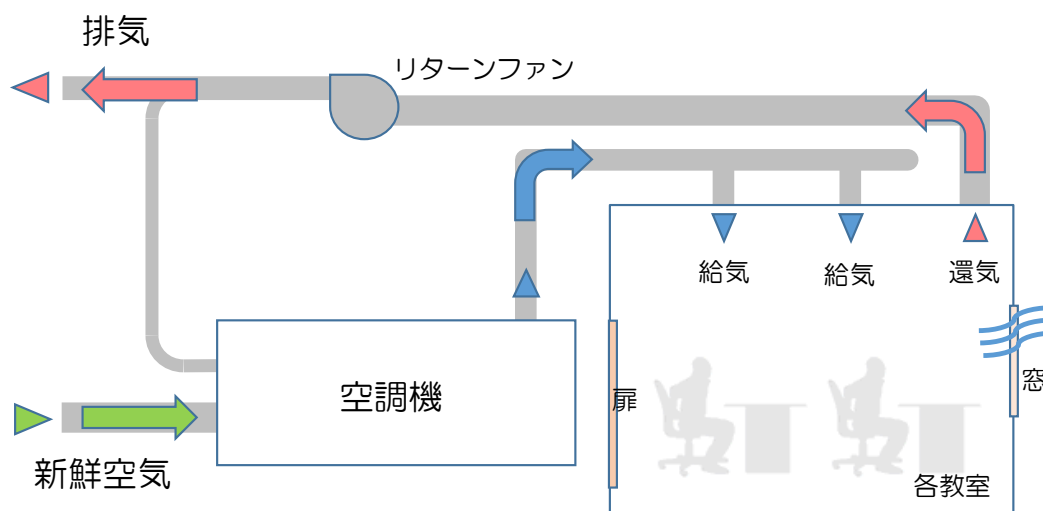
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

・しかしながら、さらなる安全を期すためには、大学のホームページにあるように、授業終了および休憩時間は、窓・扉を開けての換気にご協力をお願いします。

[https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2020/10/8878\\_covid19\\_poster.pdf?1605846675562](https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2020/10/8878_covid19_poster.pdf?1605846675562)

以上

## 教室等の空調と換気の模式図



※休憩時間などは窓・扉を開けての換気にご協力ください

- ここでいう空調とは空気調和の略で、各室に送り込む空気の温度、湿度及び酸素量を管理し、そこに在室する人が健康上問題がなく、快適になるよう調整しています
- 家庭用のルームエアコンとは異なり、空調機には加湿器や外気を取り込む設備が組み込まれています
- 大学のホームページにもあるように、授業終了および休憩時間は、窓・扉を開けての換気にご協力ください
- 換気優先設定のため最適な空調性能を維持できない場合もあります※1

※1

”外気を取り入れる”割合を目一杯にすることで、窓を開けて得られる通気効果により近くしようという目的があります。一方で、外気は暑かったり寒かったりします。外気を取り込む際、温度調節はするのですが、外気量が多いと温度調節が間に合わず、その結果、部屋の中の温度が設定温度よりも高くなったり低くなったりする可能性があります

## ～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

# 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の方法をまとめました。

## 専門家検討会の見解（抄）

### クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

## 推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）を満たすこと**になり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」は**リスク要因の一つに過ぎず**、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、**感染を確実に予防できる**ということまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

### ① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく**必要換気量（一人あたり毎時30m<sup>3</sup>）**が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、**一部屋あたりの在室人数を減らす**ことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

## ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

### ② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。  
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

## 換気に当たっての留意点

### ① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※<sup>1</sup>に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※<sup>2</sup>は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※<sup>1</sup> ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※<sup>2</sup> 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

### ② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

# 中央大学における新型コロナウイルス 感染拡大防止のお願いと取り組みについて

本学では面接授業開始に伴い、入構するみなさんに以下のような「自己防衛と行動変容」をお願いすると共に、教室・窓口・各種施設等の環境維持に努めています。

## 「自己防衛と行動変容」のお願い

- 毎日、健康観察（検温記録・体調チェック）をする。
- 発熱、体調不良の場合は登校しない。
- 登校時及び学内ではマスクを着用する。
- 感染対策グッズを携帯する。
- 石けんと流水で、こまめに手を洗う。
- 学内に到着したら、まず手を洗う。
- 食事の前には入念に手を洗う。
- 向かい合って座らない。
- 3密（密閉・密集・密接）を回避する。
- 目・鼻・口から感染するため、触らないように心がける。
- 学内滞在時間は、極力短くする。
- 1～2mの身体的距離を確保する。
- 食事中は一切しゃべらない。食事前後の会話はマスクをつけて。

感染しない、感染させない



## 教室・窓口・各種施設等の環境維持の取り組み

### 消毒

- ドアノブ、スイッチ、手すり等の共有部は定期的に清掃・消毒を実施しています。
- 面接授業等で使用する教室は毎日、清掃と机上消毒を実施しています。
- 主な建物内に手指消毒液を設置しています。

### 換気

窓・扉を開放しての換気と、一部施設を除き外気を取り込みながらの換気（機械換気）を併用しています。  
授業終了および休憩時間は、窓・扉を開けての換気にご協力ください。

※換気優先設定のため最適な空調性能を維持できない場合もあります

### 飛沫対策

窓口に飛沫防止パーテーション・ビニールシート等を設置しています。